

(福井県指定事業)

令和5年度 福井県主任介護支援専門員【更新】研修実施要綱

1. 趣旨

本研修は、平成28年度より創設された研修で、老発0417第2号 令和5年4月17日(介護保険最新情報 Vol.1143 令和5年4月17日)において、「主任介護支援専門員については、地域包括ケアの推進など、求められる役割がこれまで以上に大きくなるが見込まれ、実践を通じた能力向上を担保する必要がある。そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図る」ことを目的としています。

2. 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、上記(1. 趣旨)に基づいた研修を受講させることにより、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

3. 実施主体

一般社団法人 福井県介護支援専門員協会

4. 受講対象者

次のすべてに該当し下記の〈受講要件〉①～⑤のいずれかを満たし、別紙の全日程(11日間)に参加できる方

- (1) 福井県に介護支援専門員として登録している方
- (2) 介護支援専門員証の有効期間内に本研修を修了出来る方 (※1)

〈受講要件〉

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 (※2)
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 (※3)
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(共同研究者で、発表抄録に氏名が記載されていれば可) (※4)
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者(※5)

(※1) 主任介護支援専門員の更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないよう、十分注意してください。介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日が経過した場合は、介護支援専門員としての業務に従事出来ない上、主任介護支援専門員の資格もなくなります。

(※2) 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修を指す。

- ・前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに、講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験を有すること。

(※3) 「法定外の研修の範囲」

- ・地域包括支援センター、介護支援専門員協会(日本、ブロック、県、県内各支部)が主催する介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質的向上を目的とした研修。
- ・上記以外の団体等の主催で、県が相当の研修と認めた研修

「年4回以上」

- ・ 毎年の受講が望ましいが、前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに4回以上とし、1回あたりの研修時間が90分以上であること。
- ・ 「1研修」を1回の研修とし、複数日にわたる研修については受講日数を回数として数えることも可

(※4) 「研究大会等」

- ・ 前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までの期間に行われて介護支援専門員協会（日本、ブロック、県）が主催する研究大会、県が適当と認められたものをも含む。但し、それらに関しては発表者に限る。

(※5) 実務研修の実習指導において一連の指導を全て一人で行った者。等

なお、主任介護支援専門員の有効期限が切れる2年前から受講可能です。

5. 定員

50名（定員に達し次第締め切り）

6. 研修内容、日程等

<研修カリキュラム> 11日間46時間（+3時間）

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	3
講義	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
講義	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義 演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	(3)
	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	3
	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	5
	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	6
	大腿部頸部骨折のある方のケアマネジメント	5
	心疾患のある方のケアマネジメント	5
	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	5
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	6

<日程表>

別紙「令和5年度 主任介護支援専門員更新研修」日程表の通り。

7. 受講料等及び納付方法

(1) 研修に係る受講料等

1人につき合計39,000円（受講料34,000円、資料代5,000円）

(2) 納付方法

銀行振込：受講決定者には振込先を通知いたします。

8. 修了証書の交付

規定の課目修了者に対して最終評価課題提出確認後、「修了証書」を交付します。

※本研修は定められた研修課程をすべて履修することが必要です。1回でも欠席・遅刻・早退があると、当該年度において研修を修了することはできません。また、研修の全課程に出席されても、修得不十分と評価される場合、補講やレポートの提出等で補うことがありますので予めご了承ください。

9. 受講申込方法

別紙主任更新受講申込書（様式1）に介護支援専門員証（顔写真貼付のカード）の写しおよび主任介護支援専門員研修の修了証のコピーおよび下記の必要書類を添付し、6月17日（土）まで（必着）に下記の当協会事務局研修担当者宛に郵送してください。

【添付書類】

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| ア) 受講要件①に該当する者 | 「講師等実績申告書（様式2）」および添付書類 |
| イ) 受講要件②に該当する者 | 「研修受講申告書（様式3）」および添付書類 |
| ウ) 受講要件③に該当する者 | 「研究発表等申告書（様式4）」および添付書類 |
| エ) 受講要件④に該当する者 | 「認定ケアマネジャーの認定証（平成31年度有効）」のコピー |
| オ) 受講要件⑤に該当する者 | 都道府県発行の証明書等（書式自由）。福井県社会福祉協議会が発行する証明書。 |

10. 受講の決定

受付終了後、提出書類に不備が無い者に申込受理通知書と指導事例の提出案内を送らせて貰います。7月14日（金）（必着）までに居宅サービス計画等（下記参照）を事務局にメールにて提出して貰い受講審査を行います。多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて役割を果たす主任介護支援専門員と認められる者に、後日「受講承認通知」および「受講票」を送付致します。

※申込者が定員を超えた場合は、ご受講いただけない場合がありますのでご了承ください。

※指定された指導事例等が出されない場合や提出された内容が審査会において「実践できているとは認められない」との判断が成された場合は、ご受講いただけない場合がありますのでご了承ください。

【提出書類】

<指導事例について>

本研修では指導事例（主任介護支援専門員として他の介護支援専門員に指導した事例）を計2事例作成・提出していただきます（ただし、2回目更新者は1事例作成・提出）。事例の作成方法や必要書類・提出時期は、受講申込書類確認後、指導事例審査選考対象者へその旨通知でお知らせいたしますが、以下の事項をご確認いただき、現時点で準備できる内容は今のうちから備えておくようお願いいたします。

（1）事例の種類・提出時期

研修カリキュラムの中の7事例中2事例（2回目更新者は1事例）を指定した締切日までに提出して貰います。

（2）事前に準備しておくこと

6月下旬に書類審査を通過した方へ、指導事例審査選考に向けた通知にて事例提出等をお知らせいたします。通知から事例提出までの期間は約3週間程度です。

① 提出で必要となる書類は、

【指導事例のA】：フェースシート、課題分析標準項目、課題整理総括表、ケアプラン、サービス担当者会議（いずれも指導前後）、介護支援経過記録、に加え実際に主任介護支援専門員として指導した記録（指導記録：事例概要、相談支援経過、逐語録など、規定様式1～5）

【指導事例のB】：実際に主任介護支援専門員として指導した記録（指導記録：事例概要、相談支援経過、逐語録など、規定様式1～5）

※1回目更新の方は、Aで1事例、Bで1事例 計2事例の提出が必要です。また、提出事例は「研修カリキュラムの中の7事例」の中で同じものにならない事とする。

2回目更新の方は、Aで1事例提出です。

②指導は1回で済むとは限りません。このことから提出事例は、現在において指導中の事例、過去に指導した事例（指導終了）でも構いません。必要書類は「指導前」「指導後」の情報が必要になります。「指導予定」というのは認められません。

※書類に記載されている個人情報**は修正ペン等で修正の上、写しを提出ください。（厳守）**

※なお、詳細を当協会のホームページ上に掲載しますので、必ず参照ください。

11. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書等本事業において知り得た個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、福井県への受講履歴報告等、本研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用し、これら以外の目的には利用致しません。

12. キャンセルについて

申込みをキャンセルされる場合は、必ず下記事務局までご連絡願います。なお、一旦支払われた受講料は、理由の如何に関わらず、一切返金いたしかねますのでご了承ください。

13 その他

- (1) 開催の延期等、変更を余儀なくされることが考えられます。その際は当協会ホームページ上でお知らせします。
- (2) 昼食は各自でご用意ください。
- (3) 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。また介護保険法第69条の39の規定に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。
- (4) 主任介護支援専門員の更新研修を受講・修了すれば、更新研修(専門研修)課程Ⅱの受講が免除され、所定の手続きをすれば主任介護支援専門員の有効期間と証の有効期間をそろえることができます。
- (5) 令和7年度が更新研修受講対象の方で、本研修の受講希望者が多数で受講いただけない場合には、令和7年度介護支援専門員更新研修(課程Ⅱ)の申込みをしていただくこととなりますのでご了承ください。
- (6) 当研修に関する情報は、当協会ホームページ (<http://fkeamane.in.coocan.jp/>)に適時掲載します。

14 事務局

一般社団法人福井県介護支援専門員協会

TEL 0776-60-1466 FAX 0776-28-6877 G-mail fukuikenkeamane@gmail.com

【申込書類郵送先】

〒918-8231 福井市問屋団地1丁目10 ユニックスビル 112号室

福井県介護支援専門員協会事務局研修担当者宛

【本研修に関する連絡および問い合わせ先】

★本研修につきましては、下記の研修担当者までご連絡ください。

研修担当者 浅井：TEL 090-8267-7987

※すぐに出られない場合は伝言もしくはショートメールに伝言を残していただければ、折り返しご連絡させていただきます。（お急ぎでない場合は、事務局のメールまたはFAXでお願いいたします。）